

行政書士の有する専門性を活用したADRへの 関与の現状と今後の可能性について

平成14年9月30日

日本行政書士会連合会

行政書士の有する専門性を活用したADRへの
関与の現状と今後の可能性について

目次

	(頁)
行政書士のADR参加と役割	1
ADR機関の設置と運営	2
ADR機関への代理人	4
	(以上)

行政書士のADR参加と役割

行政書士はADRにおいて、法律専門職として重要な役割を担っている。これを事例別に分析すると以下ようになる。

1 行政書士は契約書、遺産分割協議書など権利義務に関する書類の作成業務及び建設業や風俗営業の許認可手続等に関わっているため、関係諸法令に精通し法律専門知識を有する。

また、常設の無料相談会を開いている行政書士会も多く、相談者からは高い専門性を持っているとの評価や、回答が分かり易くて親切だったとの評判を耳にする。

2 行政書士は証拠の重要性を認識し、それに対応する法的判断能力も備えている。例えば業務の中で内容証明書の作成や契約書の作成依頼がある場合、後日紛争になった場合の証拠資料として十分対応できるという認識のもとに作成していること。建設業における経營業務管理者の立証が重要であることを理解しながら業務を進めていること。裁判などの紛争に至った場合、有効な証拠となる書類であることを認識して書類を作成している。

3 行政書士は当事者の意思の合意を完成させる場合でも、豊富な実務経験により、当事者を説得し、十分納得させることができる分析力、説得力、調整能力を有している。行政書士は契約書や遺産分割協議書を作成するにあたっては、当事者の話を十分聞いて事案を解明し、分析した上に、法律判断を加え、当事者の納得のもとで作成することを心がけている。仮に、当事者間で不服をとる者がいる場合は、後日、紛争が残らないように調整を行った上で遺産分割協議書を作成する場合もある。このことは、他の業務についても同じように行っている。

4 行政書士は豊富な実務経験を有している他、依頼者との対話、説明、説得、事務処理の訓練も身につけている。このため、法の適用・解釈及び実務経験を通じて身につけたバランス感覚に基づいて中立・公平の見地から紛争の実情に即した柔軟な解決方法を得意としている。これは、ADRに参加する者として重要な要素である。

5 行政書士は一般国民からみて、親しみ易く利用し易い法律家である。全国に35,000人の会員を持つ行政書士は町や村の身近な法律家であり弁護士に比べ低廉で気軽に相談できる存在である。ADRは簡易、迅速な紛争処理を旨とするが、行政書士はこの手続にも十分対応できる知識と技能を身につけている。

6 行政書士の業務範囲は、既存のADRのそれと重なっている。例えば行政書士がク

レジット・サラ金などの多重債務者からの相談事を解決に導くケースがある。このような行政書士の業務は財団法人日本クレジットカウンセリング協会が行っている多重債務者の更正救済とは非常に関連がある。

建設業の許認可を専門に扱う行政書士は、経営事項審査申請や宅地造成工事許可などを通じて建設会社の業務に深く精通しているが、各都道府県ごとにおかれる建設工事紛争審議会では、建設工事の請負契約についての紛争を処理しており、これは建設業を専門とする行政書士にとっては非常になじみの深い分野である。また、自動車登録や車庫証明を専門とする行政書士にとって、財団法人自動車製造物責任相談センターが行う消費者とメーカー、ディーラーの間の品質不具合などによる紛争は、関連する分野として関与できる可能性が大きい。

ADR機関の設置と運営

日本行政書士会連合会司法制度改革対策本部において「ADR機関の設立準備」のため担当者を定め、設置に向け対応を図ることが決定されている。

以下は、新たにADR機関を設立するためにその目的を明確にし、さらに、注意検討事項を整理した概要である。

1．目的

- (1) 当事者双方が主体となって解決する。
- (2) 行政書士は、当事者への助言者たる立場で解決に努力する。
- (3) 手続は簡易で廉価、迅速であることとする。
- (4) この機関は、安定的、継続的に国民に法的サービスを提供し、早期に紛争の解決を計る。

2．注意事項

- (1) 公正性、中立性の確保
 - ・当事者双方の信頼を損なうことなく、納得のできる機構や手続が必要である。
- (2) 既存の紛争解決制度との調整
 - ・特に裁判所による民事、家事調停制度との関係には調整が必要である。
- (3) 費用の調達
 - ・設立の目的にも示した如く、利益の計上を求める機関ではない。このため、当機関の運営に要する経済的負担をどこに求めるか事業計画とともに資金計画は重要である。
- (4) 紛争解決制度の全体の中で、当機関の位置付けを明確にする。

3．ADR機関の概要

- (1) 解決の方法
 - ・当ADR機関は「調停」の方式を採用する。当事者の話し合いによりそれを尊重

し、行政書士はアドバイス役に徹する。ADRの基本である私的自治に適合する。裁判外の解決といっても当事者同士では、進展に限界があると思われる。

(2) 取り扱う事件の範囲

・当面、行政書士の専門性という立場から以下の事件とする。

行政手続に関する事件

本来、行政書士は官公署に対する申請等の書類の作成、手続を主たる業務としてきており、行政手続については高度な知識を蓄積している。行政手続に関するトラブルは、依頼者の要求に対して、行政側が許認可を交付しないような場合、依頼者の要求を法令に照らし、許認可要件、基準に合致しているか否かなどを検討する必要が生ずる。単に窓口内規によるものの場合、法令に照らし不合理な場合は行政側との調整を行い、依頼者の言い分と行政側の調整とを勘案しながらその間の立場を取り、どちらの主張が妥当、合理的なのか判断しつつ申請に及ぶ場合も少なくない。

問題点としては、行政手続は許認可要件を具備するか否かで「0」か「100」であり、互いに譲歩しながら解決を求める「調停」に馴染むものなのか疑問でもある。これに対しては、自由裁量行為の場合などは利用できることと考えられるし、今後は行政も国民にとって開かれたものとするためにも相手方として出席するべきと考えている。さらに、民間の機関たる行政書士会関係者による出席要請に行政側が当事者の一方として参加するかどうか不明である。不参加の場合に強制的に出席を求めることもできないので、この場合はマスコミ等に申し立て人の了解のもと公表することなどが考えらる。

基本的には、行政側も民間と同じ立場で平等・対等に紛争を解決する意思を有してもらい意識改革が大切である。

民間の紛争

行政書士は平成13年の行政書士法の改正により「契約その他に関する書類を代理人として作成する」ことが明記された。このことは、紛争の予防的機能を社会が期待しているものと考え、重く受け止めている。この点からするとADR機関では特に知的財産権に関する紛争に注意したい。著作権は、無方式主義によっているが、紛争が発生した場合、自分の著作物であることを相手方に証明しなければならない。著作権は、登録主義ではないが紛争を予防するために登録を推進しているところである。そこで、行政書士の専門性から著作権及びプログラム著作物に係るADRを充実したいと考えている。

他に相続、多重債務等のADRは、従前のとおり扱うが、数量的な処理能力を高める対策を計画している。

(3) 費用負担

・利益を求めないこととし、その結果、当機関の運営経費をどこがどう負担するかの問題である。当面、次の事項を検討課題と考えている。

- 1 利用者として有償とするが、その額は通信連絡の実費程度のものとする。
- 2 行政書士会より出費する。
- 3 法律扶助制度の活用。

(4) 組織

- ・この組織を考える場合、前項(3)の費用負担と不可分の関係になると考えている。
 - 1 日本行政書士会連合会の主催とし、各単位会で運営する。
 - 2 NPO法人の新設。

(5) 法的効果の付与

- ・調停が成立した場合と不成立の場合とを区分し、それぞれ時効中断、執行力、提訴との関係など研究すべきこととする。また、公証人のもと、公正証書として作成するなど考えられる。

4 . ADRの担い手

行政書士がADR機関の新設を考える由来は、全国津々浦々に会員が広く散在し、いつでもどこでも法的サービスを提供しうる立場にあるからである。しかし、それにも増して相談者たる国民の最も近くにおいて、信頼関係が期待しうるからである。

ADR機関を運営する行政書士は、この信頼に応えるため、また、信頼を高めるために諸施策を考えている。

- 1 . 調停者の資格要件
- 2 . 研修制度の充実
- 3 . 倫理規定の充実
- 4 . 守秘義務の徹底
- 5 . 紛争処理手引きの作成
- 6 . 他の専門士との連携

ADR機関への代理人

行政書士は、平成13年6月22日に成立した改正行政書士法（平成14年7月1日施行）により代理業務が明記された。これを受けて、各ADR機関に対し行政書士が代理人として出席できるよう研鑽を進めている。

なお、現在以下のADR機関について、既に行政書士が書類作成を行っている。

- 1 . 国民生活センター
- 2 . 建設工事紛争審査会
- 3 . 東京都都市計画局建設指導部建築紛争調停委員会及び建築紛争調整室
- 4 . 交通事故紛争処理センター

(以上)